

札幌市職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

記

1 事案の概要

被処分者は、令和4年5月から令和5年4月にかけて、当時自身が担当していた被保護世帯のうち、27世帯において必要な事務処理を怠り、生活保護費の過大支給等（約240万円）を発生させたほか、被保護世帯等から預かった個人情報に記載されたものを含む書類等70世帯分を廃棄した。さらに、35世帯分の調査書類について、上司の決裁印を自ら用意し、上司が確認済みであるかのように装うなどの不適切な事務処理を行い、全部で84世帯（重複するものを除く）に影響を及ぼす事故を引き起こした。

このような行為は、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反するものである。

なお、被処分者は、前職場においても同様に事務処理を怠り、一部書類の自宅への持ち帰りや廃棄を行ったことによって令和元年9月に文書嚴重注意を受けていた。

2 処分日

令和5年8月29日（火）

3 被処分者及び処分内容等

北区（当時：東区） 一般職 女性 30歳代 停職6月

4 管理監督責任

東区 課長職 女性 50歳代 訓告

※ 令和4年度当時の上司（区役所係長職）は、退職している。